

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年8月まで

国民年金加入後、毎年4月か5月に保険料の免除申請を行い、当該年度の保険料について免除を受けていたが、平成14年度のみが同年9月から免除となっており、申立期間は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の免除を受けるには、年度ごとに申請する必要があることを承知していたので、毎年、4月か5月に免除申請を行っていた。」と申立てており、オンライン記録によると、平成8年度から13年度までは、毎年5月に保険料の免除申請を行い、承認を受けていることが確認できることから、その申立内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

また、申立期間は5か月と短期間であるとともに、オンライン記録により申立人は、申立期間以後も、平成16年1月から厚生年金保険の被保険者になるまで、継続して国民年金保険料の申請免除を受けていることが確認できる上、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に特段の変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成7年4月から8年7月までは41万円、同年8月から9年7月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年12月について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の同年12月の標準報酬月額に係る記録（32万円）を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、平成8年12月について、訂正前の標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を除き、訂正後の標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年8月11日まで

ねんきん定期便と給与明細書を見比べたところ、ねんきん定期便における申立期間の標準報酬月額が、給与明細書の給与の半分になっており、会社側が厚生年金保険料の会社負担分を支払っていないようである。毎月きちんと控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年4月から8年7月までは41万円、同年8月及び同年9月は32万円と記録されていたところ、同年10月1日付けで、さかのぼって22万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本において、申立人は当該期間当時、役員ではなかったことが確認でき、申立人は、当該事業所における主な業務はB業務担当であり、社会保険に係る事務は行っていなかったとしているとともに、申立

期間に係る雇用保険の加入歴を有していることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に^{そきゅう}関与していたとは考え難い。

さらに、当該事業所は既に解散しており事業主とも連絡がとれないため、当時の状況を聴取することができないが、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「当時、数千万円の保険料の滞納があり、納付方法等について社会保険事務所から指導があったようだ。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

加えて、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の標準報酬月額は、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日（平成8年10月1日）と同日に行われた定時決定により22万円と記録されている。しかし、申立人の標準報酬月額は、平成8年9月20日に、事業主の届出により同年8月から32万円とする随時改定の処理が行われており、申立人は本来、同年10月1日に行われる定時決定の対象者から除外されるべきものであることから、申立期間のうち同年10月1日以降の標準報酬月額の記録は、有効な記録訂正とは認められない同日の減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同年10月1日の定時決定は、有効な処理であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年4月から8年7月までは41万円、同年8月から9年7月までは32万円に訂正することが必要である。

他方、申立期間のうち、平成8年12月の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書により、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の同年12月の標準報酬月額に係る記録(32万円)を、41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、事業主とも連絡がとれず、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を95万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成18年12月1日から20年3月1日まで

ねんきん定期便を見たところ、申立期間①の賞与の記録が抜けていることが分かった。当時の賞与支給明細書があるので、記録を訂正してもらいたい。また、申立期間②について、ねんきん定期便に記載された厚生年金保険料控除額と、給与明細書で確認できる控除額が一致しないものがあるので、確認してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する賞与支給明細書及びA社の事業主の証言から、申立人が申立てに係る賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書で確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、95万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、平成19年9月分の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が、ねんきん定期便に記載された同年9月の標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料と相違するとしている。

しかしながら、A社は、厚生年金保険料を翌月控除していたと回答しており、同社が保管している賃金台帳からもこれが確認できることから、平成19年9月分の給与明細書で控除が確認できる厚生年金保険料は同年8月分のもと考えられ、その控除額は、オンライン記録上の申立人に係る同年8月の標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料と一致する。

また、申立人は、申立期間②のうち平成19年9月分以外の給与明細書については、オンライン記録上の標準報酬月額どおりの厚生年金保険料が控除されているとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
給料の変動は無かったが、平成 14 年 11 月の標準報酬月額が低い。給与明細書を見ても、保険料は前の月と同じ額が控除されているので、記録が間違っていると思われる。正しい記録に修正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社B工場における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成14年12月1日以降の同年同月5日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認でき、同僚6名についても、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本において、申立人は当該期間当時、役員ではなかったことが確認でき、当該事業所において工員として勤務し、社会保険に係る事務は行っていない^{そきゅう}ことについて、複数の元同僚が証言していることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、当該事業所の元工場長は、「申立期間当時、保険料の滞納があり、全額支払ったつもりだったが、健康保険の方を先に納付したため、厚生年金保険の方で^{そきゅう}遡及訂正処理をしたのかもしれない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社B工場からグループ会社のC社D支店に転勤した際の1日の空白期間がある。関連企業に継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主及び元同僚の証言から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社B工場からC社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和52年2月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料の納付を確認できる資料は残存しないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月3日から同年9月3日まで

昭和34年から45年までA社に継続して勤務していたが、37年9月に同社B支店から同社C支店に異動した際の厚生年金保険の加入期間が1か月欠落していることが分かった。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が提出した在籍証明書及び元同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が「昭和37年9月上旬に異動した。」としている上、2人の元同僚も、「申立人は同年9月上旬に異動した。」と証言しており、オンライン記録によると、A社C支店における資格取得日が同年9月3日となっていることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を同年9月3日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年7月のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年12月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月22日から52年1月21日まで
昭和29年2月1日にA社に入社し、平成7年4月19日に退職したが、その間、1か月も空くことなく厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間が被保険者となっていないことは納得できないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年12月22日に同社C支社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和52年1月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成15年9月30日に解散しており、申立期間当時の事業主及び役員を特定できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社及びB社C工場における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和49年10月17日、59年2月29日に訂正し、標準報酬月額については、49年10月を9万8,000円、59年2月を26万円とすることが必要である。

なお、両事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月17日から同年11月16日まで
② 昭和59年2月29日から同年3月1日まで

B社及びそのグループ会社に昭和45年4月1日から平成13年9月15日に退職するまで継続して勤務したのに、厚生年金保険の記録では申立期間①及び②の空白期間があり納得できないので記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録、B社が発行した在籍証明書及び同社D支店の社会保険台帳により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年10月17日に同社D支店からA社に異動、59年2月29日にA社からB社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年11月のオンライン記録から、9万8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社C工場における昭和59年3月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、両事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、それを

確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間③、④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成3年8月から4年1月までの期間及び同年3月から同年7月までの期間は13万4,000円、7年4月及び同年5月は14万2,000円、同年6月から同年8月までの期間は15万円、同年9月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月30日から同年7月1日まで
② 平成7年3月1日から同年4月1日まで
③ 平成3年8月1日から4年2月1日まで
④ 平成4年3月1日から同年8月1日まで
⑤ 平成7年4月1日から同年10月1日まで

平成3年4月1日から同年6月30日までA社に勤務し、給与支払明細書で厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間①について厚生年金保険加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

また、平成3年7月21日から13年4月6日までB社に勤務し、その間に退職したことも異動したこともないのに、申立期間②について厚生年金保険加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。さらに、同社に勤務していた期間のうち、申立期間③、④及び⑤については、ねんきん定期便の保険料納付額と給与支給明細書の厚生年金保険料控除額が一致していないので、給与支給明細書の保険料控除額のとおり記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険の加入記録、A社の回答及び申立人が所持する給与支払明細書により、申立人は、当該事業所に平成3年6月30日まで継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が申立人の資格喪失日を平成3年6月30日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 雇用保険の加入記録及び申立人が所持する給与支給明細書により、申立人は、B社に平成13年4月6日まで継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に

対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立人は、申立期間③、④及び⑤の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間③、④及び⑤に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、平成3年8月から4年1月までの期間及び同年3月から同年7月までの期間は13万4,000円、7年4月及び同年5月は14万2,000円、同年6月から同年8月までの期間は15万円、同年9月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③、④及び⑤の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年8月11日、同年12月24日、17年8月10日及び同年12月22日については38万円、18年8月10日については35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日
② 平成16年12月24日
③ 平成17年8月10日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年8月10日

ねんきん定期便を見たところ、標準賞与額について記録されていないところがある。保険料が控除されている賞与支払明細書を所持しているため申立期間の標準賞与額について、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支払明細書から、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤についてA社から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、平成16年8月11日、同年12月24日、17年8月10日及び同年12月22日は38万円、18年8月10日は35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料も、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 764 (事案 665 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知が届いたが、加入手続を行った後に、市役所の出張所で 2 年間さかのぼって納付した記憶があるので納得がいかない。再度、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 2 月の時点では、申立期間の大半が過年度保険料であり、市役所の出張所では納付することができない上、申立人は、納付書の発行を受け金融機関で保険料を納付した記憶は無いとしており、申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情がうかがえないこと、また、納付したとする申立期間の保険料額と、申立期間当時の実際の保険料額に大きな差異があるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに際し、申立期間の国民年金保険料の納付について、「A 銀行 B 支店の C 分所でまとめて納付したことを思い出した。」としているところ、申立期間当時、同行 B 出張所 C 代理店が存在していたことは確認できるものの、代理店においては、過年度分の国民年金保険料を納付することはできなかった。

申立人は、再申立てに当たり、新たな資料は提出しておらず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から50年3月まで

申立期間当時は両親とともに自営業をしており、母親が国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料は近所の人に集金に来てもらい、家族の分をまとめて納めていたと聞いているので、申立期間が未納とされているのは納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の手続を行っていたとするその母親は高齢のため聴取できないことから、申立期間に係る加入状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年8月に払い出されており、この時点で申立期間は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、市の保管する国民年金被保険者名簿から、昭和52年7月12日の国民年金の加入手続後間もない同年同月21日に、その時点で納付可能であった50年4月から52年3月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 766

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 59 年 3 月まで
20 歳の時は学生であり、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていたと聞いているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は他界しており、申立人は国民年金の手続に直接関与していないことから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金の加入手続は、住民登録地の市町村で行うことになるが、申立人は、申立期間当時、通っていた大学のある A 町（現在は、B 市）で住民登録されていたことが確認できるところ、B 市では、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 6 月に実家のある C 町（現在は、D 市）において、その妹と連番で払い出されていることが確認でき、D 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には、「S54.4～59.3 大学」との記載が見られることや、その妹も、学生であった期間は未加入となっていることから、その父親は、申立人が学生であり、任意加入であった申立期間については、国民年金の加入手続を行っていなかったと考えられる。

加えて、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 15 日から 37 年 12 月 21 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 23 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 1 月 5 日から 45 年 4 月 2 日まで
⑤ 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 1 月 31 日まで

A社に勤務していた期間についての、脱退手当金を受給したが、申立期間については、脱退手当金を受給していないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた昭和 48 年 12 月 1 日から 50 年 2 月 5 日までの期間についての脱退手当金を受給したとしており、オンライン記録により 51 年 8 月 20 日付けで脱退手当金の支給決定が行われていることは確認できる。

しかしながら、脱退手当金の支給要件は「第2種被保険者（女子）が、昭和 53 年 5 月末までに退職し、2年以上の被保険者期間があるとき」とされているところ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は1年2か月間であるため、当該事業所における被保険者期間のみでは脱退手当金は支給されず、申立期間を含んだ脱退手当金の請求があったものと推認される。

また、申立人は、脱退手当金の受給金額について5万円から6万円ぐらいと記憶しているところ、オンライン記録の申立期間を含んだ脱退手当金の支給金額は5万5,845円と記録されており、その金額は近似する。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者と認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 12 月 15 日まで
② 昭和 31 年 3 月 26 日から 34 年 9 月まで
③ 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 1 月 16 日から同年 6 月 25 日まで
⑤ 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

申立期間①については、A社に昭和 25 年 4 月から勤務していた。当時の身分証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②については、30 年から B 事業所を個人経営していた。申立期間③及び④については、34 年に当該事業所を法人化し C 社の代表取締役の職にあった。申立期間⑤については、D 社において代表取締役の職にあった。申立期間②、③、④及び⑤について、厚生年金保険料を給与から控除していたので、厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の妻が所持する A 社の身分証明書及び複数の同僚の証言から、申立人が E 業務担当社員として当該期間のうち一部期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定するまでの証言及び関連資料は見当たらない。

また、現在の事業主は、当時の関係資料が無いため当時の状況については不明であると回答しており、当時の事業主も他界していることから、当該期間の厚生年金保険に関する届出及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

申立期間②について、厚生年金保険法において、個人経営の事業主は厚生年金保険の被保険者になることができないとされているところ、申立人の妻が所持するC社の経歴書によると、その前身であるB事業所は当該期間当時、個人経営の事業所であり、申立人が事業主であることが確認できる。

また、同事業所の所在地を管轄する法務局に同事業所の商業登記の記録は無く、オンライン記録においても同事業所の適用事業所としての記録は確認できない。

申立期間③については、前述の経歴書により、申立人が事業主であるB事業所は昭和34年9月に法人化されF社となり、35年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、当該期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

申立期間④については、オンライン記録によると、C社は昭和39年1月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、当該期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立期間②、③及び④について、申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

申立期間⑤については、D社は、登記簿謄本によると、昭和41年3月3日に設立され、申立人は代表取締役であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、D社は、昭和41年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間⑤のうち、昭和40年4月1日から41年4月1日までの期間は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人に係る昭和41年分給与所得の源泉徴収票では、同年分の社会保険料が給与から控除されていないこと及び42年分給与所得に対する源泉徴収簿においても、42年1月から同年5月までの社会保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、③、④及び⑤については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 8 月 1 日まで
② 昭和 46 年 9 月 21 日から 48 年 7 月 21 日まで

昭和 45 年 8 月ごろに A 社に入社し、B 事業所に配属され、当該事業所が吸収合併された C 社で勤務するまでの期間は、継続して勤務していた。当時の給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の証言から、申立人が A 社の事業所の一つである B 事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務時期を特定するまでの証言を得ることはできない。

また、申立期間②について、複数の元同僚の証言から、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

さらに、申立人及び複数の元同僚の証言から、申立人を含め 12 人が B 事業所に配属されていたことが推認できるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該 12 人のいずれについても、申立人の厚生年金被保険者資格喪失日と前後して当該事業所に係る被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、一人の元同僚は、「会社から厚生年金保険を抜く説明を受けて、自ら国民年金へ加入する手続きを行った。」と証言している。

加えて、申立期間①及び②について、当該事業所は昭和 55 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成元年に解散している上、当時の事業主は既に他界し、社会保険事務担当者も不明であることから、当該期間の厚生年金保険に関する届出及び保険料控除を確認することができない。

その上、元同僚から当該事業所を買収したとの証言があったC社の役員に文書照会しても回答が得られず、当該期間に係る厚生年金保険の加入、保険料控除等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月ごろから 33 年 7 月 15 日まで

A 社には、新聞の求人広告を見て、社会保険が完備しているとの条件で昭和 29 年 9 月ごろに入社した。同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は 33 年 7 月 15 日となっているが、入社日から被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主及び複数の同僚が申立期間当時、社会保険関係の事務を担当していたとして氏名を挙げた者は既に他界している上、当該事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は残存していないと回答しており、申立期間当時の厚生年金保険に関する届出及び保険料の控除の状況を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は昭和 30 年 12 月 1 日、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日は 33 年 7 月 15 日と記載されており、これらの記録は、いずれもオンライン記録と一致しており、申立期間に係る健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 35 年 2 月 19 日まで
② 昭和 52 年 10 月から 54 年 4 月まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、それぞれ勤務していたが、いずれの期間についても厚生年金保険の被保険者記録が無い。間違いなく勤務していたので申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所における勤務期間についての明確な記憶が無く、当該元同僚も「覚えていない。」としていることから、申立期間について、申立人が勤務していたか否かを確認できない。

また、複数の同僚が、「入社してすぐには社会保険に加入させてもらえなかった。」と証言しており、上記の元同僚についても、申立てと同じ時期である昭和 34 年 4 月に入社したとしているところ、厚生年金保険の被保険者記録によると、35 年 1 月に資格を取得したことが確認できる。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 32 年 12 月 1 日から、申立人が申立期間後に別の事業所で被保険者資格を取得している 35 年 2 月 19 日までの期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

加えて、当該事業所は、昭和 54 年 11 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に他界していることから、申立人の

厚生年金保険の加入状況について確認することができなかった。

申立期間②について、元同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所における勤務期間についての明確な記憶が無く、当該元同僚も「覚えていない。」としていることから、申立期間について、申立人が勤務していたか否かを確認できない。

また、当該事業所の事務担当者は、「現在の社長は3代目であり、申立期間当時のことは何も分からない。申立期間当時のことを知っている社員もいない。資料も何も残っていない。」としており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、事務を担当していたとする当時の事業主の妻及び複数の同僚は、「働いている者すべてが社会保険に加入していたわけではない。」と証言している。

加えて、申立期間について当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い上、申立人の申立期間における雇用保険の記録も無かった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。